

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（個別接種促進のための支援事業）に係る支援金について

1 支援金の概要

支援対象期間において次の要件を満たす市内の診療所に対し、支援金を交付します。

(1) 支援対象期間

第1期：令和5年5月1日（月）から令和5年7月2日（日）（終了）

第2期：令和5年7月3日（月）から令和5年9月3日（日）（終了）

第3期：令和5年9月4日（月）から令和5年11月5日（日）（終了）

第4期：令和5年11月6日（月）から令和5年12月31日（日）（終了）

第5期：令和6年1月1日（月）から令和6年3月3日（日）

(2) 支援要件

- ・週100回以上の接種を4週以上実施していること。
- ・週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、診療時間外、夜間又は休日（注1）にかかる接種体制を用意していること。

※期間内であれば連続した4週以上である必要はありません。

※月～日曜日を1週としてカウントします。

【(注1) 診療時間外・夜間・休日の定義について】

診療時間外：診療所の標榜する診療時間以外の時間

休日：診療所の診療日に関わらず土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日並びに1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日

夜間：診療所の診療時間に関わらず18時以降

(3) 支援金の交付額

2,000円×接種回数（100回以上接種した週のみが対象）

※接種回数には広島市民以外の方も含まれます。

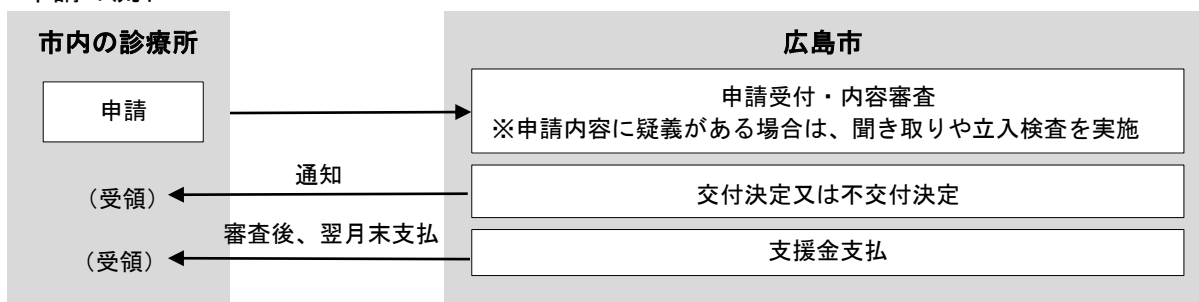
※接種を実施せず予診のみを行った件数は接種回数には含まれません。

※広島県国民健康保険団体連合会に請求する接種費用（2,070円/回）との整合性を図る必要がありますので、接種費用の支払いが認められなかったものは、当該支援金の接種回数に含まれません（申請後に発覚した場合は、速やかに市へ報告してください。）。

※課税対象外のため消費税は反映しません。

2 申請方法等

(1) 申請の流れ



(2) 提出書類（申請様式等）

- ・交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号）
- ・実績報告内訳書（様式第2号）
- ・請求書（様式第3号）
- ・振込先の通帳の写し（表紙と見開きのカタカナ記入の部分）等

※申請者と請求書の口座名義人が異なる場合は、受領についての委任状（任意様式）を添付してください。

(3) 提出期間

第1期間：令和5年7月3日（月）～令和5年7月31日（月）終了

第2期間：令和5年9月4日（月）～令和5年9月30日（土）終了

第3期間：令和5年11月6日（月）～令和5年11月30日（木）終了

第4期間：令和6年1月1日（月）～令和6年1月31日（水）終了

第5期間：令和6年3月4日（月）～令和6年3月31日（日）

(4) 提出方法及び提出先

提出方法：原則、電子メール（E-mail）にて提出をお願いします。

※Excel ファイルでの提出が困難な場合は、本市に個別にご相談ください。

提出先：広島市健康福祉局健康推進課感染症対策係支援金担当

E-mail: h-yobou@city.hiroshima.lg.jp

《注意事項》

- ・第1期から第4期の申請について本市の所定申請期間を過ぎていても、申請日が令和6年3月31日（日）以前で、かつ支援金の申請要件を満たし、合理的な申請遅延理由があれば申請できる場合がありますので、本市へ御相談ください。
- ・第5期の申請期間（令和6年3月4日（月）～3月31日（日））をもって同事業は終了となります。
- ・令和6年4月1日以降、仮に支援金の申請要件を満たしている場合でも、支援金の申請及びお支払いはできませんので、ご注意ください。